

(別記)

契約書 (案)

- 1 業務名 令和8年度要望会等記録テープ反訳業務
- 2 契約期間 契約日から令和9年3月31日まで
- 3 契約額

(1) 契約単価

区分	契約単価	摘要
基本料金	_____円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円)	要望会等の1回当たりの時間が30分以内の場合の単価
超過料金	_____円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円)	要望会等の1回当たりの時間が30分を超えた場合、基本料金に加算する10分単位の単価

- (2) 業務に係る料金に当たっては、発注者が受注者に対して依頼する案件1件ごとに算定するものとし、要望会等の時間に10分未満の端数が生じた場合、その端数分を切り上げ、10分として計算する。

- 4 契約保証金 免除

岩手県 (以下「発注者」という。) と \_\_\_\_\_ (以下「受注者」という。) とは、上記の業務 (以下「業務」という。) について、次のとおり契約を締結する。

(総則)

- 第1 受注者は、業務をこの契約書及び業務仕様書に基づき、誠実に履行するものとする。

(実施に関する指示)

- 第2 発注者は、受注者に対して業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。
- 2 受注者は、業務の実施に関し、必要があると認める場合は、発注者の指示を受けるものとする。

(検収)

- 第3 受注者は、発注者から依頼を受けた案件が終了したときは、速やかに発注者に納入するとともに、検収を受けるものとする。

(契約不適合責任)

- 第4 第3の規定による検収後、契約の目的物に不適合があると認められる場合は、発注者は、受注者に対し、期限を指定して再履行を請求し、又は不適合の程度に応じた料金の減額を請求することができる。

(請求及び支払)

- 第5 受注者は、毎月末日に、発注者から当該月に実施した業務内容の確認を受け、発注者に対して請求書を提出するものとする。

2 発注者は、前項の規定により請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日以内に料金を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第6 発注者は、自己の責に帰すべき事由により、第5に規定する料金の支払いを遅延した場合においては、期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該未払い額に対し、年\_\_\_\_\_パーセント(注1)の割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

(注1) 令和8年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

(発注者の催告による解除権)

第7 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定に基づき発注者が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき発注者が求める報告を拒み、又は第2の規定による発注者の指示に従わなかったとき。
- (2) その他この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第8 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、その責めに帰すべき理由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約締結若しくは業務の実施について、受注者に不正行為があったとき。
- (3) 受注者が正当な理由なくして、この契約の条項に違反したとき。
- (4) 第10の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき
  - ア 役員等(受注者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第9 第7又は第8に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第7又は第8の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第10 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（権利義務の譲渡等）

第11 受注者は、次に掲げる行為を行おうとする場合、あらかじめ発注者の書面による承認を得なければならない。

- (1) この契約により生ずる債務を第三者に譲渡し、又は担保に供すること。
- (2) 第三者に債務の弁済を行わせること。

（秘密の保持）

第12 受注者は、業務の実施に当たって知り得た内容について、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

（データ等の管理）

第13 受注者は、データ等の外部への漏えい、滅失、き損等を防止するため、施設設備の管理運営体制に必要な措置を講ずるとともに、善良なる管理者の注意義務をもってデータ等の適正な管理に当たらなければならない。

2 発注者は、受注者に対し、前項に係る受注者の講じた措置について、報告させるとともに、必要に応じて、その改善を求めることができる。

（目的外使用等の禁止）

第14 受注者は、業務の実施に伴うデータ等について、業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者から文書による承認を得たものについては、この限りではない。

(契約解除の場合における損害賠償金)

第15 受注者は、第7又は第8の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた発注者の損害を賠償しなければならない。

(補足)

第16 この契約によりがたい事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、発注者、受注者協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 岩手県

代表者 岩手県知事 達増 拓也

受注者